専決処分の承認について

秦野市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分した ので承認を求める。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、秦野市市税条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。



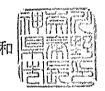


専 決 処 分 書

秦野市市税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

秦野市長 高 橋 昌



理由

地方税法の一部改正に伴い、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対し て課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、比準課税標準額による価格 とする経過措置を平成32年度まで延長するため、改正する。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例(平成元年秦野市条例第2号)の一部を次のように改正する。 附則第16項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定により平成27年度から平成29年度まで」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第18条の規定により平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第16項の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

議案第45号 秦野市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

3万 条野川川枕木例の 即を以上りる木例利旧刈思衣

附則

1-15 (略)

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更 宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及 び都市計画税に関する経過措置)

16 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3 号)附則第18条の規定により平成30年度から平成32年 度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、 法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準 用する場合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規 定を適用しない。

17-42 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1-15 (略)

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更 宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及 び都市計画税に関する経過措置)

旧

16 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定により平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

17-42 (略)

(経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第16項の規 定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定 資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分まで の固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によ る。 地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正概要

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行が必要な部分について、専決処分により次のとおり市税条例を改正したものです。

1 改正の概要

用途変更宅地等 (**1) 及び類似用途変更宅地等 (**2) に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、比準課税標準額による価格とする経過措置の適用期間を3年間延長し、平成32年度までとしたもの

- ※1 用途変更宅地等…宅地であって、住宅用地から事務所や店舗などの 非住宅用地へ変更された土地
- ※2 類似用途変更宅地等…宅地以外の地目から、地目変更によって宅地となったものなど

2 経過措置の内容

平成10年の税制改正により、平成11年度からは、市全体における地目 ごとの「平均負担水準」を用いて簡易に税額計算が行えるようになりました。

しかし、「平均負担水準」による方法では、地域の状況により税負担に差が生じ、税の公平性を欠くおそれがあるため、地方税法に経過措置が設けられました。市町村の条例で定めた場合には、「平均負担水準」を用いずに、過去からの遡り計算を行うことで当年度の課税標準額を算出する「比準課税標準額」を用いる経過措置が認められています。

本市では、この経過措置を適用することとし、平成12年度以降3年ごと に行われてきた地方税法の経過措置の期間延長に合わせ、市税条例の改正を 行ってきました。

平成30年度地方税法の改正で、この経過措置が平成32年度まで期間延長されたことに伴い、これまでと同様の取扱いを行うこととし、適用期間を3年間延長し、平成32年度までとするよう市税条例を改正したものです。

3 施行日

平成30年4月1日